

広島県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町津江字西女男岩九三七の一、九三七の二、九三八の一、九三八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅